

雑事件番号 平成18年む第182号
基本事件番号 平成18年わ第114号
佐賀地裁 平成18・10・4
316条の15第1項 却下

主 文

本件請求をいずれも却下する。

理 由

第1 申立ての趣旨及び理由

本件裁定請求の趣旨及び理由は、弁護士作成の「証拠開示に関する裁定請求書」記載のとおりであるから、これを引用する。

第2 当裁判所の判断

1 本件請求書記載の1にかかる証拠について

一件記録によれば、弁護士は、現時点ですでに「取調べ状況報告書」及び「弁護士接見状況報告書」の開示を任意に受けているものと認められる。弁護士は、開示済みの証拠に現れていない取調べが行われた可能性がある旨主張するが、このことは、開示済みの証拠に加えてさらに留置人出入簿が乙1ないし23号証の証明力を判断するために重要であることの理由とはならず、その他、本件において留置人出入簿が検察官請求証拠の証明力判断のために重要であると認めるに足りる事情はない。

2 本件請求書記載の2にかかる証拠について

一件記録によれば、検察官が乙1ないし23号証によって直接証明しようとしている事実は、公訴事実記載の被告人の犯罪行為自体ないしこれを推認させる間接事実である。弁護士が本件請求書で述べている「被告人の供述経過や取調べ状況」は、検察官が請求証拠により直接証明しようとする上記のような事実の有無を内容とするものでないことは明らかである。

3 以上によれば、本件請求にかかる証拠はいずれも開示の要件を欠くため弁護士に開示すべきものとは認められない。したがって、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官・若宮利信, 裁判官・伊藤ゆう子, 裁判官・稲吉彩子)